

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 平成 26 年度の保険料等について

### ■ 7月までに保険料額をお知らせします ■

平成 26 年度の保険料につきましては、7月までに個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】  51,472 円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成 25 年中の所得 - 33 万円) × 10.25%	=	1 年間の保険料  (100 円未満切り捨て)
----------------------------------	---	--	---	-------------------------------

○ 1年間の保険料の上限額は 57 万円です。

○ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

※ 所得とは…前年の収入から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

### ◇ 保険料の軽減 ◇

#### ① 均等割の軽減

- ・ 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・ 被保険者ではない世帯主の所得の判定の対象となります。
- ・ 昭和 24 年 1 月 1 日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに 15 万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯		軽減金額	均等割の年額
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	⇒	9 割軽減	年額 5,147 円
33 万円	⇒	8.5 割軽減	年額 7,720 円
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	⇒	5 割軽減	年額 25,736 円
33 万円 + (45 万円 × 世帯の被保険者数)	⇒	2 割軽減	年額 41,177 円

#### ② 所得割の軽減

- ・ 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

#### ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- ・ この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減となります。

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。